

○清川村公共下水道条例施行規則

平成9年2月7日規則第1号

清川村公共下水道条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、清川村公共下水道条例（平成9年清川村条例第2号。以下「条例」という。）第32条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定める。

(排水設備の固着箇所等)

**第2条** 条例第4条第2号に規定する排水設備を公共汚水ます等に固着させるときの固着箇所及び方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 下水を排除するための排水設備は、公共汚水ます等のインバート上流端の続孔と管底孔に食違いの生じないように、かつ、ますの内壁に突き出ないように差し入れ、その周囲をモルタルで埋め、内外面の上塗り仕上げをすること。

(2) 前号によりがたい特別な事由があるときは、村長の指示を受けること。

2 公共汚水ますは、排水設備と公共下水道取付管との接続箇所に設け、その位置は、排水設備設置義務者の土地内で公道の境界線に接する部分とする。ただし、村長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(排水設備の構造基準)

**第3条** 排水設備の構造基準は、法令に定めがあるもののほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 水洗便所、台所、浴場、洗濯場等の下水流出箇所には、防臭装置を取り付けること。

(2) 防臭装置の封水が、サイホン作用又は逆流によって破られるおそれがあると認められるときは、通気管を設けること。

(3) 台所、浴場、洗濯場等の下水流出口には、ごみその他固形物の排出を止めるため、ストレーナー又は10ミリメートル以下の格子若しくは金網を設けること。

(4) 油脂類を多量に排出するおそれのある箇所には、油脂遮断装置を設けること。

(5) 洗車場その他土砂を多量に排出するおそれのある箇所には、砂だまりを設けること。

(6) 地下室その他下水の自然流下が十分でない場所における排水は、下水が逆流しないような構造のポンプ施設を設けること。

(7) 排水管の土かぶりは、私道内では45センチメートル以上、宅地内では20センチメートル以上を標準とすること。

(8) 枝管の内径は、次の表のとおりとする。

種別	内径
小便器、手洗器及び洗面器接続管	50ミリメートル以上
浴槽（家庭用）接続管及び炊事場接続管	75ミリメートル以上
大便器接続管	100ミリメートル以上

(9) ますの内径又は、内のりは、次の表のとおりとする。

区分	内径又は内のり
排水管の内径又は排水きよの内のりが200ミリメートル以下で管底と地表面との差が700ミリメートルまでのとき	300ミリメートル以上
排水管の内径又は排水きよの内のりが200ミリメートルで管底と地表面との差が700ミリメートル以上のとき	400ミリメートル以上
排水管の内径又は排水きよの内のりが200ミリメートルを超えるとき	500ミリメートル以上

(10) 水洗便所のための洗浄装置は、次の表のとおりとする。

種別	1回の洗浄装置	洗浄管の内径
小便器	3リットル以上	12ミリメートル以上
大便器	10リットル以上	32ミリメートル以上

(排水設備の認可申請)

**第4条** 条例第5条の規定により排水設備の設置等の確認を受けようとする者は、工事着手前に排水設備設置等確認申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。この場合、土地家屋の状況により2人以上共同して設置するときは代表者を定め、代表者が申請しなければならない。

(1) 見取図 申請地及び隣接地を表示すること。

(2) 平面図 縮尺250分の1以上で、次に掲げる事項を表示すること。

ア 境界及び面積（建築確認申請に添付する同程度のもの）

- イ 道路及び公共下水道の位置
- ウ 建物、水道、井戸、台所、浴場、洗濯場、便所その他下水を排除する施設の位置
- エ ます又はマンホールの位置
- オ 管きょの位置、形状、寸法及びこう配
- カ スクリーン、油脂遮断装置その他の除外施設、ポンプ施設又は防臭装置を設けるときは、その位置
- キ 他人の排水設備を使用するときは、その者の排水設備の位置
- ク その他工事に必要な事項

- (3) 縦断図 横は平面図の縮尺に準じ、縦は縮尺20分の1以上とし、公共汚水ます等まで表示すること。
- (4) 構造図 縮尺20分の1以上とすること。
- (5) 工事見積書
- (6) その他村長が必要と認める書類

- 2 村長は、前項の申請があったときは、その適否を決定し、その旨を申請者に通知する。
- 3 条例第5条第2項ただし書の規定による届出は、排水設備変更届(第2号様式)によらなければならない。  
(軽易な修繕工事)

**第5条** 条例第5条第2項ただし書に規定する排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更は、次に掲げるものとする。

- (1) ますのふた若しくはマンホールのふたの据付け又は取替え
- (2) 防臭装置その他の排水設備の付属装置の修繕工事
- (3) その他村長が必要と認めた工事  
(工事完了の届出)

**第6条** 条例第7条第1項の規定により排水設備の工事が完了し、検査を受けようとする者は、排水設備工事完了届(第3号様式)を村長に提出しなければならない。

(検査済証の提示)

**第7条** 条例第7条第2項に規定する検査済証(第4号様式)は、門戸等の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(既設排水施設の認定)

**第8条** 条例第8条の規定による既設排水施設の認定を受けようとする者は、既設排水施設認定申請書(第5号様式)に第5条第1項に定める書類を添えて村長に提出しなければならない。

(悪質下水の処理方法)

**第9条** 条例第10条に規定する除外施設は、次の表に定める処理方法によるものとする。ただし、これと同等以上と認めた処理方法があるときは、それによることができる。

原因	処理方法
温度	空冷法
水素イオン濃度	中和法
生物化学的酸素要求量	普通沈でん法、薬品沈でん法又は生物化学的処理法
浮遊物質量	普通沈でん法、薬品沈でん法、スクリーン法、遠心分離法、真空ろ過法、スキミング又は生物化学的処理法
油脂類含有量	遠心分離法、スキミング又はフローティション法
沃素消費量	塩素処理法、曝気法又は生物化学的処理法
シアン含有量	酸化法、曝気法、薬品沈でん法、アルカリ塩素処理法又はイオン交換法
フェノール類含有量	吸収法又は生物化学的処理法
フロム含有量	薬品沈でん法、還元法又はイオン交換法

(除外施設の管理責任者の選任)

**第10条** 条例第11条の規定により除外施設の管理責任者を選任したときは、除外施設管理責任者選任届(第6号様式)を村長に提出しなければならない。

- 2 除外施設の管理責任者の行う業務は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 除外施設の操作及び点検並びに補修に関すること。
  - (2) 除外施設から排除される下水の水質の測定及び記録に関すること。
  - (3) 除外施設の破損その他の事故が発生した場合の措置に関すること。
  - (4) その他除外施設の維持管理に関すること。  
(使用開始等の届出)

**第11条** 条例第15条第1項の規定により、公共下水道の使用の開始、休止、廃止等をしようとする者は、公共下水道使用開始等届(第7号様式)を村長に提出しなければならない。

- 2 条例第16条第1項及び第2項の規定により、悪質下水の排除を開始しようとする者は、水質試験成績表を添付して、悪質下水排除開始等届（第8号様式）を村長に提出しなければならない。
- 3 条例第17条の規定による使用者の変更の届出は、排水設備使用者変更届（第9号様式）によらなければならない。

（使用料の徴収等）

**第12条** 公共下水道使用料の徴収は、村長が発行する納入通知書により行わなければならない。

- 2 公共下水道使用料の使用区分月は、次のとおりとする。

- (1) 第1期 4月 5月
- (2) 第2期 6月 7月
- (3) 第3期 8月 9月
- (4) 第4期 10月 11月
- (5) 第5期 12月 1月
- (6) 第6期 2月 3月

（排水量の認定）

**第13条** 条例第19条第1項第2号ただし書に規定する計測装置を設置することが適当でない場合の排水量は、1人1使用月15立方メートルとし、毎年度の初日の世帯人員数を乗じるものとする。

- 2 条例第19条第2項に規定する地下水等を併用した場合の地下水等の排水量の認定は、1人1使用月7立方メートルとし、毎年度の初日の世帯人員数を乗じるものとする。
- 3 条例第19条第3項に規定する温泉水を併用した場合の温泉水の排水量の認定は、源泉の温泉水量を確認のうえ、日常の使用状況等の実態を調査して、温泉の1使用当たり平均の排水量を認定する。
- 4 使用者は、第1項及び第2項に規定の世帯人員数の変更が年度内に生じた場合は、その変更があった日から5日以内に村長に届出なければならない。この場合における人員増減の算定は、当該変更があった属する使用月のうち使用期間が30日未満のときは、当該使用区分月から除くものとし、使用期間が30日を超えるときは加えるものとする。

（排水量の申告等）

**第14条** 条例第19条第4項に規定する事業の下水の排水量及び算出根拠の申告は、公共下水道排水量申告書（第10号様式）によらなければならない。

- 2 条例第20条第1項に規定する計測装置を設置したときは、計測装置設置届（第11号様式）を村長に提出しなければならない。
- 3 条例第20条第2項に規定する計測装置により計測した使用水量の届出は、公共下水道使用水量届（第12号様式）によらなければならない。

（使用料の減免）

**第15条** 条例第22条の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、公共下水道使用料減免申請書（第13号様式）を、村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、公共下水道使用料減免決定通知書（第14号様式）により申請者に通知する。

（行為又は占用の許可）

**第16条** 条例第23条及び第25条の規定により許可を受けようとする者又は許可を受けた事項を変更しようとする者は、物件設置等許可申請書（第15号様式）を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の申請があったときは、その適否を決定し、その旨を申請者に通知する。
- 3 条例第24条の規定による軽微な行為の届出は、公共下水道等行為届（第16号様式）によらなければならない。

（原状回復の届出）

**第17条** 条例第24条の規定による占用許可の期間満了等の届出は、原状回復届（第17号様式）によらなければならない。

（代理人選定届）

**第18条** 条例第30条第1項の規定による排水設備設置義務者等の届出は、公共下水道代理人選定届（第18号様式）によらなければならない。

- 2 代理人を変更したときは、前項の例による。

（委任）

**第19条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。